

手続名
介護保険特例居宅介護（介護予防）サービス費等支給申請手続

担当課・係（連絡先）

高齢者福祉課（049-251-2711 内線393）

手続説明

・概要
保険者が認めた場合に限り、要介護認定申請前に、緊急でやむをえない理由により利用した指定居宅サービス、指定事業者からでなく、基準当該居宅サービス事業者から受けた居宅サービス、離島等の理由で指定サービスがうけられずに、それらに相当する居宅サービスを利用した場合、特例居宅（介護）サービス費が償還払い方式で保険給付が行われます。

必要書類

- ・マイナンバー確認書類と本人確認書類
⇒以下URLから「マイナンバー確認書類と本人確認書類について」をご覧ください。
https://www.city.fujiimi.saitama.jp/kurashi_tetsuzuki/mvnumber/mynumber_seido/mainanba201410.html
- ・介護保険特例居宅介護（介護予防）サービス費等支給申請書
※サービス提供月ごとの提出が必要です
※同月内に要介護・要支援と分かれている場合には、それぞれの区分のサービスごとの提出が必要です
- ・領収証（原本） ※確認後、返却します
※利用者氏名とサービス給付月が記載されているもの（サービス給付月が複数にわたる場合は、各月の明細がわかるもの）
※サービス利用にかかった費用の10割分の領収証が必要です
※発行者の社名・印がないもの、また単にサービス費を指定事業所の口座に振り込んだことを証明した書面は領収証として受付できません
- ・サービス提供証明書
※利用者からサービス費用全額（10割分）を領収した際に、サービス内容を証明する書類として、事業者が利用者に対して交付するものです
※サービス事業者ごとに必要です（作成単位はサービス提供月ごと）
※証明のために事業所の代表印の押印が必要です

手続詳細URL

出張所での取扱い
なし

木曜延長・休日開庁の取扱い
なし